

議案第80号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年9月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の公布に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

付則中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第

2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の米原市国民健康保険税条例付則第12項および第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市国民健康保険税条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 略</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯</p>	<p>米原市国民健康保険税条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 略</p>

所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

14～16 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の米原市国民健康保険税条例付則第12項および第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適

12～14 略

用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。